

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

1. 当社は、株主重視の経営を基本方針として、意思決定の迅速化及び経営の健全性を高めるための体制を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図り、公正な経営を実現するとともに、透明性を高め、株主さまから信頼される経営を目指しております。

これの実現にあたり、コーポレート・ガバナンスの充実が重要な経営課題であると認識し、取締役会及び監査役会の機能強化、監査体制の強化、コンプライアンス体制の構築に努めております。

2. 当社は、経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織の充実と、企業経営において求められる効率性及び公正・公平性を確保するため、以下の制度を導入し運営しております。

3. 当社のコーポレート・ガバナンスに関する資本構成及び企業属性その他の基本情報は以下のとおりです。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、上記の基本的な考え方にもとづき、コーポレートガバナンス体制を適切に構築、運用していくことを経営の重要課題のひとつとして位置付けており、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本貨物鉄道株式会社	97,100	11.54
日本通運株式会社	90,000	10.70
株式会社三菱UFJ銀行	42,000	4.99
株式会社南都銀行	30,000	3.57
泉北高速鉄道株式会社	20,000	2.38
株式会社日本カस्टディ銀行(三井住友信託銀行再信託分・近畿日本鉄道株式会社退職給付信託口)	20,000	2.38
株式会社池田泉州銀行	20,000	2.38
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口4)	20,000	2.38
三井住友信託銀行株式会社	20,000	2.38
株式会社三井住友銀行	19,800	2.35

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

3月

業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
吉田 昌功	他の会社の出身者													
永田 浩一	他の会社の出身者													
佐々木 康真	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田 昌功		近鉄不動産株式会社 代表取締役会長 近鉄グループホールディングス株式会社 顧問 福山通運株式会社 取締役 テレビ大阪株式会社 取締役 大阪商工会議所 副会頭	吉田昌功氏につきましては、これまで培ってこられた経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に提言いただくため。
永田 浩一		全国通運株式会社 代表取締役社長	永田浩一氏につきましては、これまで培ってこられた経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に提言いただくため。
佐々木 康真		日本貨物鉄道株式会社 関西支社 営業部長	佐々木康真氏につきましては、これまで培ってこられた経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に提言いただくため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査は、有限責任監査法人トーマツと監査契約をしており、定期的な監査・意見交換のほか、都度助言や指導を受けております。常勤監査役は、会計監査人との定期的な情報交換のほか、適宜意見交換の連携を図っております。
内部統制面では、相互牽制が十分に機能する組織を基本とし、各部門の業務運営が適正に機能しているかを、社長直轄の内部監査部(部長1名)が監査計画に基づき監査を実施し、監査役との相互連携の充実に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉田 豊	その他													
澁澤 洋	他の会社の出身者													
内藤 明	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田 豊		独立役員に指定しております。 2021年6月 当社社外監査役	<独立役員指定理由> 吉田監査役は、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、非営利法人(大阪商工会議所)出身のため特に独立性が高いと判断され、また常勤であることによって、監査役として果たすべき職責をより実効的に果たしうることが多いと思われるため。

澁澤 洋	京北高速鉄道株式会社 代表取締役常務 2014年6月 当社社外監査役	澁澤洋氏は、金融機関及びその他企業における豊富な経験から、経営面でのアドバイスをいただくため。
内藤 明	東京短資株式会社 顧問 公益財団法人 国際通貨研究所 理事 2018年6月 当社社外監査役	内藤明氏は、金融機関における豊富な経験から、経営面でのアドバイスをいただくため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は、従来から業績を勘案し「利益処分による役員賞与」を制度化しておりましたが、会社法の改正により役員報酬(役員給与)制に変更しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示
開示手段は、有価証券報告書

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 <small>更新</small>	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

第49期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)
取締役及び監査役に支払った報酬
取締役:10名 41,468千円(うち社外取締役4名 6,228千円)
監査役:3名 13,062千円(うち社外監査役3名 13,062千円)

(注)取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役を含む監査役の職務の補助について、内部監査部門である監査部長が業務上必要な連絡を行い、必要な情報を都度提供します。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 0名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主重視の経営を基本とし、意思決定の迅速化及び経営の健全性を高めるための体制を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実に努め、公正な経営を実現するとともに、透明性を高め、株主さまから信頼される経営を目指しております。これの実現にあたり、コーポレート・ガバナンスの充実が重要な経営課題であると認識し、取締役会及び監査役会の機能強化、監査体制の強化、コンプライアンス体制の構築に努めております。

2. 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況等

a. 経営の意思決定につきましては、迅速かつ確かな判断を行うため、月1回の取締役会の開催に加え、経営判断にかかわる重要事項が発生した場合には、臨時取締役会を適宜開催できる体制を取っております。

b. 業務執行に関する意思決定をさらに迅速化するため、毎月常勤取締役による経営会議を開催して、重要かつ緊急性の高い経営課題に絞って討議し、対応方針を決定しています。

c. 経営の管理機能につきましては、社外取締役の監督機能、監査役3名の取締役会への出席など、取締役の業務執行状況の監督を行うとともに、管理機能を充実させるため弁護士事務所、税理士事務所との顧問契約による指導、会計監査人である有限責任監査法人トーマツによる会計監査を受けています。

d. 当社の内部監査人及び監査役監査の組織は、監査部長1名、社外監査役3名(常勤1名、非常勤2名)で構成しており、監査情報の交換のため随時監査役会及び有限責任監査法人トーマツと連絡調整を行っております。監査部長は、監査計画にもとづいて臨店監査及び書面監査等の内部監査を実施し、適宜監査役への報告を行っています。監査役監査は、監査部及び各部・各支店長と連携しながら、主要な支店の往査を通じた監査を行っています。

e. 会計監査人は、有限責任監査法人トーマツを選任しています。同監査法人は、独立の第三者の立場から監査を実施しており、当社の内部監査部門及び監査役会との連携を図りながら、年間会計監査計画にもとづき、当社の監査を行っています。

f. 内部監査、監査役監査及び会計監査人監査を独立的かつ相互補完的に遂行することによって、客観性を維持した監査体制を構築しています。

g. 当期に同監査法人において監査業務を執行した公認会計士の氏名は、指定有限責任社員業務執行社員西方実および上坂岳大であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他8名であります。

h. 当社は、社外取締役及び社外監査役による経営管理体制の強化に努めておりますが、当社とこれら社外役員との間に人的関係、資本的關係等はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、社外取締役・社外監査役を招聘し、経営監督機能を強化することが、コーポレート・ガバナンスの強化に必要であり、株主の皆さまからの信頼を得る上で必要な体制であるとの考えであることから、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した株主総会日を設定しています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を2021年6月25日開催の第49期定時株主総会から導入しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト、機関投資家及び個人投資家に向けてホームページで開催を案内し、年1回定期的に説明会を開催しています(今年度については新型コロナウイルス感染症の流行拡大による緊急事態宣言発出のため中止しました。)	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:総務部 IR担当役員 取締役経営推進本部長 山西 孝 IR事務連絡責任者 総務部長 喜多雅巳	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念・企業行動憲章・CSR規程において各ステークホルダーの尊重について規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	エコレールマーク協賛を推進し、パレットの全国回送にJRコンテナを活用するなどモーダルシフト推進に協力しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制システムについて

取締役及び従業員が、法令及び定款その他の社内規則及び社会通念などを遵守した行動をとるための規範として、「日本パレットプール行動憲章」を規定し、当社が企業活動を行っていくうえで果たすべき役割と責任を明確にしています。この行動憲章を具体化して、全従業員が法令を遵守して倫理性を確保するための行動指針として、「CSR規程」を制定しています。具体的な活動としては、本社に社長を委員長とする「CSR委員会」を設置して、全社的なコンプライアンスの推進を図ると同時に、本社及び各支店の従業員のコンプライアンスの徹底を図っています。また、従業員の法令等の違反及び不正行為、その他の企業倫理に反する行為を防止もしくは早期に発見して是正するため、「内部通報制度」を導入して運用しています。なお、会社法施行にともない、2006年5月26日に「内部統制システム基本方針」について決議、制定を行いました。その後、会社法改正にともない、2015年6月25日に内部統制システム基本方針の一部改定を決議しました。

2. リスク管理体制について

企業経営に重大な影響を及ぼすリスクの未然防止及び万一発生する非常事態への迅速かつ的確な対応を行う危機管理体制の確立を目的として、「危機管理規程」を制定しております。大規模災害などの非常事態が発生し、事業継続が危ぶまれる場合は、対策本部を設置し、対応することとしております。また、通常の事業活動において発生するリスクについては、本社の役員、部長以上のメンバーによる毎週の定例ミーティングにおいて、情報交換・情報共有を行い、必要に応じて関係部署において対応措置を取ることなどを意思確認し、未然防止に努めております。

3. 内部監査体制について

本社に監査部を設置しています。内部監査部門は、「内部監査規程」に従い、従業員の職務の執行が法令及び定款等にもとづいて適正に行われているか臨店監査及び書面監査等の内部監査を実施し、適宜監査役に報告しています。また、内部監査部門は、経営上発生する損失の危険を防止するために、「内部監査規程」に従って、指導・助言・勧告を行っています。監査役監査及び会計監査に係る体制につきましては、「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の記述をご参照ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力や団体との一切の取引を許さない業務運営を図ることが企業の社会的責任であることを十分認識し、社会的正義を实践すべく、毅然とした態度で臨みます。反社会的勢力とのあらゆる関係を遮断する基本方針は、「日本パレットプール行動憲章」「CSR規程」に明文化し、役員、従業員がその基本方針を遵守するよう教育体制を構築します。

また、社内に対応統括部署を設け、平素から外部の専門機関等から情報収集を行うとともに、反社会的勢力を排除すべく社内に向けて対応方法等の周知を図ります。事案の発生時に備え、反社会的勢力への資金提供は絶対に行わないとの確固たる方針のもと、関係行政機関や顧問弁護士その他の外部の専門機関と緊密に連携し、速やかに対処できる体制を構築します。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、投資家に適時適切な会社情報の開示を行うことを基本に、重要な事項、事実の発生等があった場合、取締役会規程等に基づき、取締役会に付議・決議、又は報告を行うとともに、適時開示規則等に則り開示すべき事項については、代表取締役社長又は開示の責任者として定められた者が、決議後、迅速かつ適切に開示を行う体制を構築しています。

なお、適時開示の社内体制の概要は、「情報開示に関する体制図」のとおりです。

【ディスクロージャーポリシー】

1. 基本方針

当社は、金融商品取引法に定める「フェア・ディスクロージャー・ルール」の趣旨を尊重し、公正で透明性の高い情報の適時、適切な開示と、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆様との対話を通じ、コミュニケーションの充実と信頼関係の維持・向上を図るとともに、企業経営の質を高め、持続的な企業価値の向上に努めます。

2. 情報開示の基準

当社は、関係法令や東京証券取引所が定める規則に基づき、当社に関する開示すべき重要情報を適切に管理し、開示内容の正確性を確保しつつ開示します。重要情報とは、具体的には、インサイダー取引規制の対象となる情報、および公表前の確定的な決算情報であって有価証券の価額に重要な影響を与える情報を指します。

また、法令や開示に関する規則等に定められた情報以外に、当社の経営方針や事業内容に対する理解を深めるために有用であると当社が判断する情報（以下、「有用な情報」）についても、積極的に開示します。

3. 情報開示の方法

当社は、重要情報の開示については、金融商品取引所の適時開示情報伝達システム（T Dnet）、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E DINET）を通じて行うとともに、開示後、速やかに当社ホームページにその内容を掲載します。

また、有用な情報についても、ニュースリリース、記者会見、説明会、当社ホームページへの資料掲載等を通じ、広く社外へ発信します。

4. 情報開示に関する社内体制

当社は、株主・投資家との対話を促進するため、経営推進本部担当取締役がIR活動を統括します。情報開示については、総務部を事務局とし、総務部、財務部、経営企画部による情報開示の方針、情報開示活動の適切性に関する協議に基づき、取締役会においてディスクロージャーポリシーを決定しています。

当社は、このディスクロージャーポリシーに基づき、代表取締役社長または各開示情報を所管する担当役員を責任者として、情報開示を行います。

取締役会は、経営推進本部担当取締役から報告される情報開示活動について、内容を共有するとともに、適切性を確認します。

5. 株主・投資家との対話とフィードバック

株主・投資家との対話は、経営推進本部担当取締役がその任にあたるとともに、内容や日程等を勘案のうえ、代表取締役社長および経営推進本部担当取締役が面談に臨みます。

対話の方法は、個別面談に加え、通期・第2四半期に決算説明会を開催します。また、証券会社の主催するスモールミーティングやIRカンファレンス等に参加し、対話機会の創出に努めます。

対話を通じていただいた意見等は、経営推進本部担当取締役を通じて、定期的に取締役会へフィードバックされます。また、経営幹部ならびに社内関係者へも共有し、企業活動への反映を図ります。

6. 未公表の重要情報の取扱い

未公表の重要情報が、一部の資本市場参加者のみに選別的に開示されることのないよう、当該情報に関わる関係者に対し、ディスクロージャーポリシーの趣旨および情報管理の重要性について周知徹底を図ります。

7. 沈黙期間

当社は、決算情報の漏洩防止と開示の公正性の確保を目的に、決算期末日の翌日から決算発表日までを沈黙期間とし、決算の内容や業績の見通し、計画に関するお問合わせへの対応を差し控えます。ただし、この沈黙期間中に業績予想を大きく外れる見込みが出てきた場合には、法令や開示に関する規則に従い、適宜公表します。

8. 業績予想および将来予測

当社が開示する業績予想および経営戦略等に関する将来予測は、開示日現在において入手し得る情報に基づき合理的であると判断される一定の前提に基づくものであり、実際の業績は、様々な要因により、開示した予想・予測と異なる可能性があります。

9. 第三者による業績予想等

当社は、当社に関する第三者によるいかなる意見や推奨、業績予想等について、原則としてコメントしません。ただし、著しい事実誤認や間違いがあれば、その旨指摘することがあります。

情報開示に関する体制図

